

細目別評定点採点表

検査番号	
起工番号	1
工事名：	●▲改修工事

考査項目	細 別	①主任監督員	②総括監督員	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	① 施工体制一般	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.3点	4.6%
	② 配置技術者	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 4.1点	4.6%
2. 施工状況	① 施工管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点 / 13.0点	14.9%
	② 工程管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		6.1点 / 8.9点	9.7%
	③ 安全対策	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		6.2点 / 9.4点	9.8%
	④ 対外関係	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 3.7点	4.6%
3. 出来形及び出来ばえ	① 出来形	-(2.5) × 0.4 + 2.8 = 1.8点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	8.3点 / 14.9点	13.2%
	② 品質	-(2.5) × 0.4 + 2.9 = 1.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	8.4点 / 17.4点	13.3%
	③ 出来ばえ			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	6.5点 / 8.5点	10.3%
4. 工事特性	① 施工条件等への対応		(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点		3.3点 / 7.3点	5.2%
5. 創意工夫	① 創意工夫	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9点 / 5.7点	4.6%
6. 社会性等	① 地域への貢献等		(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点		3.2点 / 3.8点	5.1%
7. 総合評価 技術提案等		履行 不履行 対象外 ○ ○ ●		0.0点	0.0点	
小計					63点 / 100点	
8. 法令遵守等			(0) × 1.0 = 0.0点		0.0点	
- (5.0) (0.0) (0.0) 総評定点					63点 / 100点	

判 定	C
-----	---

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合に、『不履行』を選択し減点する。（減点方法は別に定める。）

工事成績判定	A	B	C	D	E	
	90点以上	75点以上90点未満	60点以上75点未満	45点以上60点未満	E1	40点以上45点未満
	優れている	やや優れている	普通である	やや劣る	E2	40点未満 劣る

課長	チーム長	検査員

工 事 成 績 評 定 書

長
長

長

検査員氏名

工事担当課		起工番号	1			検査番号															
工 事 名	●▲改修工事					工事場所	西宮市六湛寺町														
請 負 人	※■工務店					請負金額	11,000,000														
現場代理人						主任技術者															
契 約 工 期	自	平成30年4月5日			完成年月日	平成31年3月20日															
	至	平成31年3月25日			検査年月日	平成31年3月25日															
主任監督員氏名						総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主任監督員					② 総括監督員					③ 検査員									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20	
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0														
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1			(≦7.0) +0.0																	
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)	- 5.0					+ 0.0					+ 0.0									
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 60.0					+ 65.0					+ 65.0									
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 24.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点									
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行・不履行・対象外 ○ ○ ●																			
8. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点									
総評定点 7+8+(B) ※5		63 点																			

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各考查項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

課長	チーム長	総括監督員	主任監督員

工 事 成 績 評 定 書 副 表

長

長

工事担当課		起工番号	1			検査番号															
工事名	●▲改修工事					工事場所	西宮市六湛寺町														
請負人	※■工務店					請負金額	11,000,000														
現場代理人						主任技術者															
契約工期	自	平成30年4月5日			完成年月日	平成31年3月20日															
	至	平成31年3月25日			検査年月日	平成31年3月25日															
主任監督員氏名						総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主任監督員					② 総括監督員					③ 検査員									
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10															
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5															
	②品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5															
	③出来ばえ																				
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0														
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																			
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)	- 5.0					+ 0.0														
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 60.0					+ 65.0														
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 24.0 点					(A)×20% + 13.0 点														
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行・不履行・対象外 ○ ○ ●																			
8. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点									
総評定点 7+8+(B) ※5		37 点																			

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各考查項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 評 定 書

長

長

検査員氏名

工事担当課		起工番号	1			検査番号																
工 事 名	●▲改修工事					工事場所	西宮市六湛寺町															
請 負 人	※■工務店					請負金額	11,000,000															
現場代理人						主任技術者																
契 約 工 期	自	平成30年4月5日			完成年月日	平成31年3月20日																
	至	平成31年3月25日			検査年月日	平成31年3月25日																
主任監督員氏名						総括監督員氏名																
考 査 項 目		① 主任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15		
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15									
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15									
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20		
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0			
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0															
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1						(≦7.0) +0.0															
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0											
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)	- 5.0					+ 0.0					+ 0.0										
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 60.0					+ 65.0					+ 65.0										
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 24.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点										
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行 ・ 不履行 ・ 対象外 ○ ○ ●																				
8. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点										
総評定点 7+8+(B) ※5		63 点																				

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各審査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 評 定 書

長

長

検査員氏名

工事担当課		起工番号	1			検査番号															
工 事 名	●▲改修工事					工事場所	西宮市六湛寺町														
請 負 人	※■工務店					請負金額	11,000,000														
現場代理人						主任技術者															
契 約 工 期	自	平成30年4月5日			完成年月日	平成31年3月20日															
	至	平成31年3月25日			検査年月日	平成31年3月25日															
主任監督員氏名						総括監督員氏名															
考 査 項 目		① 主任 監 督 員					② 総 括 監 督 員					③ 検 査 員									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形及び出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20	
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	③出来ばえ													+5		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	①施工条件等への対応 ※1						(≦20.0) +0.0														
5. 創意工夫	①創意工夫 ※1	(≦7.0) +0.0																			
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※2						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計	(1+2+3+4+5+6)	- 5.0					+ 0.0					+ 0.0									
合計点(A)	65点+ (加減点合計)	+ 60.0					+ 65.0					+ 65.0									
評定点 (B)	合計点(A)×率 (小数第2位四捨五入)	(A)×40% + 24.0 点					(A)×20% + 13.0 点					(A)×40% + 26.0 点									
7. 総合評価技術提案等 (該当箇所をチェックする)		履行・不履行・対象外 ○ ○ ●																			
8. 法令遵守等 ※4							0.0~-36.0					0 点									
総評定点 7+8+(B) ※5		63 点																			

※1 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、主任、総括監督員による合議を原則とする。

※2 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※3 各審査項目毎の採点は、主任監督員は別紙1-(1)~別紙1-(10)、総括監督員は別紙2-(1)~別紙2-(6)、検査員は別紙3-(1)~別紙3-(5)によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。

※4 法令遵守等は減点のみとし、総括監督員が評価を行う。

※5 総評定点は、四捨五入により整数とする。

主任監督員評定

1. 施工体制 — I. 施工体制一般

【評価項目】

- a. 施工体制が適切である。
- b. 施工体制がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工体制がやや不適切である。
- e. 施工体制が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 請負代金内訳書及び契約工程表が契約後7日以内に提出されている。
- 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、現場と一致している
- 工事成績データ（コリンズ）の登録は、（受注時・変更時・完成時）監督員の確認を受けた上で契約後等の10日以内（土日祝を除く）に行われている
- 建設業退職金の掛金収納書の写しを契約締結後一ヶ月以内に提出した。
- 建設業退職金共済制度（建退共）適用事業主工事現場の標識が現場において適切に掲示されている。
- 施工体制台帳、施工体系図が適時、適切に整備され、施工体制台帳の現場保管及び施工体系図の現場掲示がなされている。
- 建設業許可票、労災保険関係成立票が現場において適切に掲示されている。
- 施工計画及び施工中にて、工事規模に応じた人員、機械配置での施工となっている
- 緊急指示、災害、事故が発生した場合の対応が速やかである
- 品質管理体制及び安全管理体制が書面に記載され、工事全般にわたり実施されている
- 施工計画書を、工事着手前に提出している
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち施工体制一般について指摘事項が無かった、もしくは指摘事項があったが、速やかに改善された
- その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工体制一般に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価 : C

主任監督員評定

1. 施工体制 — II. 配置技術者

【評価項目】

- a. 配置技術者として適切である。
- b. 配置技術者としてほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 配置技術者としてやや不適切である。
- e. 配置技術者として不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 現場代理人が工事現場に常駐し、工事現場の運営、取締りを適切に行っている。
 - 現場代理人は契約書、設計図書に定める通知、協議、提出等を書面で行っている。
 - 下請けの施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている
 - 作業に必要な作業主任者を選任及び配置し、現場掲示を行っている
 - 作業に必要な専門技術者を選任及び配置している
 - 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している
 - 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
 - 施工上の課題となる条件（作業環境、気象条件、地質等）への対応を図っている
 - 監理（主任）技術者として施工計画や工事工程を把握し、出来形、品質管理等の施工管理、資料作成、整理に主体的に関わっている
 - 監理（主任）技術者が明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
 - 「施工プロセス」のチェックリストのうち配置技術者について指摘事項が無かった、もしくは指摘事項があったが、速やかに改善された
 - その他

適の項目数（ 0 ） / 対象の項目数（ 0 ） = 評価値（ 0 %）

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

[マイナス要因]

- 配置技術者に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価： c

主任監督員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が適切である。
- b. 施工管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査の報告を書面等により提出し、監督員の確認を受けている
- 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と書面等により協議するなどの必要な対応を行っている
- 施工計画書の記載内容（作業手順書等）と現場施工方法が一致している。
- 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。
- 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている
- 施工計画書が、技術提案の内容を反映したものとなっている
- 現場内での整理整頓が日常的になされている。
- 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている
- 設計図書及び品質計画に規定された検査（確認）対象材料の使用にあたり、検査（確認）願が適切な時期に提出されている。
- 産業廃棄物が産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されている。
- 建設発生土（有価物を含む）の再利用等への取組みを適切に行っている
- 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している
- 一工程の施工検査（自主検査等）確認の報告が、適時に行われている
- 工事材料及び使用機器類等の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。
- 工事材料の品質に影響が無いよう保管している
- 日常の出来形管理を設計図書及び施工計画に基づき適時、適切に行っている
- 品質計画に基づき、使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
- 社内検査が計画的に行われている
- 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている
- 工事打合簿等の工事記録の整備が適時、的確に行っている
- 現場でのイメージアップに取り組んでいる。
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち施工管理について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された
- その他

適の項目数（0） / 対象の項目数（0） = 評価値（0 %）

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価： c

主任監督員評定

2. 施工状況 ー II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が適切である。
- b. 工程管理がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している
 - 休日の確保を行っている
 - 計画工程以外の時間外作業が少なく、工期前に完成した
 - 時間制限や居ながら工事等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れは無い
 - 現場条件の変化に対応が迅速であり、施工の停滞が見られない
 - 近隣住民（入居者及び施設管理者等を含む）との調整等を書面により監督員に報告し、円滑な工事進捗を行っている
 - 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している
 - 適切な工程管理を行い、工期内に工事完成書類を提出した
 - 「施工プロセス」のチェックリストのうち工程管理について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 工程管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価 : c

主任監督員評定

2. 施工状況 — Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が適切である。
- b. 安全対策がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動している記録が整備されている
- 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている
- 安全教育及び安全訓練等を4時間/月以上実施し、記録が整備されている
- 安全巡視、TBM（ツールボックスミーティング）、KY（危険予知活動）等を実施し、記録が整備されている
- 教育資料等により新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている
- 過積載防止に取り組んでいる
- 使用機械、車両等の作業前の点検整備等がなされ、記録が整備されている
- 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている
- 仮設工（山留め、足場、支保工等）の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している
- 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している
- 各種安全パトロールを実施し、指摘、是正事項が無い、もしくは、あったが、速やかに改善を図り、かつ関係者に報告を行っている
- 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった
- 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち安全対策について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された
- その他

適の項目数（0）／ 対象の項目数（0）＝ 評価値（0％）

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
- 安全対策に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価： c

主任監督員評定

2. 施工状況 — IV. 対外関係

【評価項目】

- a. 対外関係が適切である。
- b. 対外関係がほぼ適切である。
- c. 他の評価に該当しない。
- d. 対外関係がやや不適切である。
- e. 対外関係が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 工事施工にあたり、関係官公庁などと折衝及び調整を行った記録がある。
- 工事施工にあたり、近隣住民(入居者・施設管理者を含む)との調整を行っている
- 関連工事との調整を行い、円滑な工程の進捗に取り組んでいる
- 近隣住民(入居者・施設管理者を含む)対策を実施し、第三者からの苦情が無い。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルが少なかった
- 工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している
- 「施工プロセス」のチェックリストのうち対外関係について指摘事項が無かった、もしくは、指摘事項があったが、速やかに改善された
- その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%~90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 対外関係に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価 : c

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【総合評定】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

【計算式】

$$0\% = \text{建築工事} (0\% \times 80\%) + \text{電気設備工事・受変電設備工事} (0\% \times 10\%) + \text{機械設備工事・冷暖房衛生設備工事} (0\% \times 10\%)$$

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

評価： d

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【建築工事】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 承諾図等が、設計図書を満足している。
 - 施工図等が、設計図書を満足している
 - 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
 - 出来形の管理基準を施工計画書等で定め、その基準に基づき、管理している。
 - 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
 - 出来形の管理方法を工夫している。
 - 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
 - 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録等により確認できる。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- [マイナス要因]
- 出来形の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
 - 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : C

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【電気設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 承諾図等が、設計図書を満足している。
 - 施工図等が、設計図書を満足している
 - 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。
 - 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。
 - 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。
 - 出来形の管理方法を工夫している。
 - 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
 - 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 出来形の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : C

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【機械設備工事・冷暖房衛生設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形管理が優れている。
- b. 出来形管理が良好である。
- c. 出来形管理が適切である。
- d. 出来形管理がやや不適切である。
- e. 出来形管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 承諾図等が、設計図書を満足している。
 - 施工図等が、設計図書を満足している
 - 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
 - 出来形の管理基準を施工計画書等で定め、その基準に基づき、管理している。
 - 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
 - 出来形の管理方法を工夫している。
 - 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
 - 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- [マイナス要因]
- 出来形の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
 - 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : c

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【総合評定】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

【計算式】

$$0\% = \text{建築工事} (0\% \times 80\%) + \text{電気設備工事・受変電設備工事} (0\% \times 10\%) + \text{機械設備工事・冷暖房衛生設備工事} (0\% \times 10\%)$$

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

評価： d

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【建築工事】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
 - 品質確認記録の内容が、適切である。
 - 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
 - 躯体工事における施工の品質が、良好である。
 - 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	b
	評価値が60%~80%未満	c
	評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : C

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【電気設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足している。
 - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
 - 品質確認記録の内容が、適切である。
 - システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
 - 機材及び施工の品質が、良好である。
 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

- [マイナス要因]
- 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
 - 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価： C

主任監督員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【機械設備工事・冷暖房衛生設備工事】

【評価項目】

- a. 品質管理が優れている。
- b. 品質管理が良好である。
- c. 品質管理が適切である。
- d. 品質管理がやや不適切である。
- e. 品質管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足している。
 - 品質確認記録の内容が、適切である。
 - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
 - システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
 - 機材及び施工の品質が、良好である。
 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が60%~80%未満	c
評価値が60%未満	d

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

- [マイナス要因]
- 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
 - 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
上記に該当すれば..... e

評価： C

主任監督員評定

5. 創意工夫 — I. 創意工夫

- 準備・後片付け関係**
- 測量・位置出しにおける工夫
- 現地調査方法の工夫
- その他

- 施工体制**
- 建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、共済証紙の貼付が行われ、配布が受払い簿等により適切に行われている。
本項目は4点の加点とする
- 施工関係**
- 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
- 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
- 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
- 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫
- 電気設備工事等の配線、配管等の工夫
- 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
- 照明・視界確保等の工夫
- 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
- 運搬車両・施工機械等の工夫
- 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
- 施工管理及び品質向上等の工夫
- プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫
- 仮設施工等の工夫
- 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
- 施設保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
- 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
- その他

- 品質関係**
- 集計ソフト等の活用と工夫
- 躯体工事の品質管理の工夫
- 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
- 施工の検査・試験に関する工夫
- 品質記録方法の工夫
- その他

- 安全衛生関係**
- 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している
本項目は2点の加点とする
- 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- 安全衛生教育、技術向上講習会、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
- 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
- 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
- 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
- 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
- 作業時における作業環境改善等の工夫
- ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- その他

- 施工管理関係**
- 出来形の管理等に関する工夫
- 施工計画書または写真記録等に関する工夫
- 出来形・品質に関する計測等及び集計の工夫
- CAD、施工管理ソフト等の活用
- CALSを活用した施工管理の工夫

その他

■ その他

※新技術に関する下記2項目での加点は最大4点とする。

NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術を活用している。(2点)

NETIS登録技術のうち、『有用とされる技術』を活用している(4点)

※1. 加点対象は請負者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者側が指定した活用及び総合評価における技術提案による場合は加点措置を行わないものとする。

※2. 『有用とされる技術』とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。

その他

理由

その他

理由

詳細評価内容

★ 評価基準

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する

※2. 加点は+7点～0点の範囲とする【最大7点の加点評価とする。】

※3. 該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する

※4. 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い

※1. 創意工夫においては「4. 工事特性」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを主に評価し、単なる受注者の好意によるものは対象としない。

※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、総括監督員との合議を原則として記述する。

※5. 総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※6. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※7. 本評価に当たっては、請負人から「実施状況」(別紙5-(1)、(2))が提出された場合、これを適切に反映させるものとする。

評点： 0.0 点

総括監督員評定

2. 施工状況 ー II. 工程管理

【評価項目】

- a. 工程管理が優れている。
- b. 工程管理が良好である。
- c. 工程管理が適切である。
- d. 工程管理がやや不適切である。
- e. 工程管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた
- 隣接又は同一現場の他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した
- 近隣住民（入居者・施設管理者を含む）との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた
- 工程管理を適切に行ったことにより、計画工程以外の時間外作業の発生を回避し、工事による住民生活への影響を抑制した。
- 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた
- 工事施工範囲が広範囲に点在している場合において、工程管理を適切に行ったことにより、工期内に工事を完成させた
- 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われている。
- その他

適の項目数（2）／ 対象の項目数（2）＝ 評価値（100％）
 判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 自主的な施工管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。
上記に該当すれば…… d
- 実施工程表を工事着手前までに提出していない、または承諾 されていない。
- 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。
上記に該当すれば…… e

評価： c

総括監督員評定

2. 施工状況 ー Ⅲ. 安全対策

【評価項目】

- a. 安全対策が優れている。
- b. 安全対策がやや優れている。
- c. 安全対策が適切である。
- d. 安全対策がやや不適切である。
- e. 安全対策が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
 - 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ
 - 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ
 - 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ
 - 安全協議会等の活動に積極的に取り組んだ
 - 安全対策に係る取り組みが地域から評価された
 - その他

適の項目数 (1) / 対象の項目数 (1) = 評価値 (100 %)

判断基準

評価値が90%以上	a
評価値が80%~90%未満	b
評価値が80%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 安全管理に関する現場管理または、防災体制が不適切であり文書により改善指示を行った。
上記に該当すれば..... d
- 工事関係者(市監督員を含む)事故または公衆災害が発生したが、軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。(指名停止基準において不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)
上記に該当すれば..... e

評価 : c

総括監督員評定

4. 工事特性 — I. 施工条件等への対応

■建物規模への対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 1. 延べ面積10,000㎡以上の建物。
- 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物。
- 3. 大空間のホール等を有する建物。
- 4. その他（理由）

■建物固有の機能の難しさへの対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 5. 対象建物の耐震レベル。
- 6. 建物機能の特殊性。
- 7. その他（理由）

①建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事。
 ②電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。

①研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物。

■建物固有の施工技術の難しさへの対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合。【総合評価における技術提案は除く】
- 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性。
- 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合。
- 11. その他（理由）

（8.9.10について）評価技術事例

①パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。

②特殊な工法及び材料等を採用した工事。

③免震装置を設ける工事。

④大規模な山留め工法が必要な工事。

⑤敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事。

⑥仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事。

■厳しい自然・地盤条件への対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 12. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）
- 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響
- 14. 雨・雪・風・気温等の影響
- 15. その他（理由）

（12.13.14について）評価技術事例

①地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事。

②液状化対策工法や地盤改良を伴う工事。

③冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。

■厳しい周辺環境、社会条件との対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 16. 地中埋設物等の作業障害
- 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物
- 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
- 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
- 20. その他（理由）

（16.17.18.19について）評価技術事例

①工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。

- ②工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事。
- ③場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事。
- ④住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事。
- ⑤有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事。

■長期工事における安全確保への対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

- 21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）
 - 災害等での臨機の措置
 - ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
- 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
 - 施工状況（条件）に対応した施工・工法等
 - ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。
- 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
- 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
- 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
- 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
- 27. 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事
- 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
- 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
- 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
- 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
- 32. その他（理由）

評価理由

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督員との意見調整を行い評価する。

※3. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

評点： 0.0 点

総括監督員評定

6. 社会性等 — I. 地域への貢献等

【評価項目】

- a. 地域への貢献が優れている。
- a'. 地域への貢献がやや優れている。
- b. 地域への貢献が良好である。
- b'. 地域への貢献がやや良好である。
- c. 他の評価に該当しない。

「評価対象項目」

- 周辺環境への配慮（騒音、大気、臭気、振動等への対策）に積極的に取り組んだ
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的な広報紙の発行や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動へ定期的に参加し、地域に貢献した。
- 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。
- その他（理由）

判断基準

※1. 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b' c評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点点評価する。

※3. 社会性等の評価に当たっては、請負人から「実施状況」が提出された場合、これを適切に反映させるものとする。

※4. 請負工事費として計上しているものや、特記仕様書等に明記されているものは評価対象としない

評価： c

総括監督員評定

7. 法令遵守等 — I. 法令遵守等

【措置内容】

- 1. 指名停止3ヶ月以上（－20点）
- 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満（－15点）
- 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満（－13点）
- 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満（－10点）
- 5. 文書注意（－8点）
- 6. 口頭注意（－5点）
- 7. 項目該当なし

① 本評価項目（8. 法令遵守等）で減点する事例は、「工事の契約または施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。なお、上表の措置内容に該当するときは、下記の適応事例もしくは指名停止措置要件にチェックし、詳細は記録として残しておくこと。

② 「工事の契約または施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
4. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
5. 建設業法に違反する事実が判明した。EX) 一括下請け、技術者の専任違反等施工体制等の不備
6. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
7. 労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定した。
8. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
9. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
10. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
11. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
12. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
13. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者（市監督員を含む）事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

●西宮市指名停止基準【指名停止等の措置要件】

1. 虚偽記載、2. 過失による粗雑工事等、
3. 契約違反、4. 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、
5. 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故、6. 贈賄、
7. 独占禁止法違反行為、8. 競売入札妨害又は談合、
9. 暴力団関係、10. 建設業法違反行為、
11. 不正又は不誠実な行為、12. その他

評点： 0.0 点

検査員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価項目】

- a. 施工管理が優れている。
- b. 施工管理が良好である
- c. 施工管理が適切である。
- d. 施工管理がやや不適切である。
- e. 施工管理が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査の報告を書面等により提出し、監督員の確認を受けて施工を行っている。
- 施工計画書が工事着手前に提出され、必要な項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる
- 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる
- 施工計画書と現場の施工体制が一致していることが確認できる
- 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適切に整備していることが確認できる
- 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。
- 工事記録の整備が、適時、適切に行われていることが確認できる。
- 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
- 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
- 建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
- 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分にしていることが確認できる。
- 独自のチェックリスト等の管理基準を作成し、その基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
- 工事の関係書類を過不足無く、簡潔に整理している。
- 受検体制（検査用器具、準備、人員等）が適切であった
- その他

適の項目数（ 0 ） / 対象の項目数（ 0 ） = 評価値（ 0 %）

判断基準 評価値が90%以上 a
 評価値が80%～90%未満 b
 評価値が80%未満 c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

【マイナス要因】

- 施工管理について監督職員が文書による改善指示を行った。
上記に該当すれば……… d
- 施工管理について監督職員からの改善指示に従わなかった。
上記に該当すれば……… e

評価： c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【総合評定】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

【計算式】

$$0\% = \text{建築工事} (0\% \times 80\%) + \text{電気設備工事・受変電設備工事} (0\% \times 10\%) + \text{機械設備工事・冷暖房衛生設備工事} (0\% \times 10\%)$$

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

評価 : c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形

【建築工事】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
- 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
- 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
- その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

- [マイナス要因]
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【電気設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- 設備の据付及び固定方法が設計図書、又は承諾図書通り施工している。
- 工事記録、工事写真、施工図、承諾（製作）、その他必要な書類の整備が良好である。
- 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
- 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられていることが確認できる。
- 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。
- 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- その他

適の項目数（ 0 ） / 対象の項目数（ 0 ） = 評価値（ 0 %）

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%～90%未満	a'
	評価値が70%～80%未満	b
	評価値が60%～70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

- [マイナス要因]
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価： c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【機械設備工事・冷暖房衛生設備工事】

【評価項目】

- a. 出来形が特に優れている。
- a'. 出来形が優れている。
- b. 出来形が特に良好である。
- b'. 出来形が良好である。
- c. 出来形が適切である。
- d. 出来形がやや不適切である。
- e. 出来形が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
 - 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
 - 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
 - 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
 - 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
 - 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
 - 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
 - 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
 - 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

- [マイナス要因]
- 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
 - 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【総合評定】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

【計算式】

$$0\% = \text{建築工事} (0\% \times 80\%) + \text{電気設備工事・受変電設備工事} (0\% \times 10\%) + \text{機械設備工事・冷暖房衛生設備工事} (0\% \times 10\%)$$

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

評価： c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【建築工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 随時検査や出来高検査等での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価： c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【電気設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
 - 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
 - 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
 - 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
 - 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
 - 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
 - 機器の性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
 - 機器の性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。
 - 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
 - 随時検査や出来高検査等での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
 - 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
 - その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — II. 品質

【機械設備工事・冷暖房衛生設備工事】

【評価項目】

- a. 品質が特に優れている。
- a'. 品質が優れている。
- b. 品質が特に良好である。
- b'. 品質が良好である。
- c. 品質が適切である。
- d. 品質がやや不適切である。
- e. 品質が不適切である。

- × 外 「評価対象項目」
- 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
- システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- 随時検査や出来高検査等での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- その他

適の項目数 (0) / 対象の項目数 (0) = 評価値 (0 %)

判断基準	評価値が90%以上	a
	評価値が80%~90%未満	a'
	評価値が70%~80%未満	b
	評価値が60%~70%未満	b'
	評価値が60%未満	c

- ① 評価の対象となる項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ② 対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

[マイナス要因]

- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書による指示を行い改善された。
上記に該当すれば..... d
- 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
上記に該当すれば..... e

評価 : c

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【総合評定】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

【計算式】

9個 = 建築工事（3個） + 電気設備工事・受変電設備工事（3個） + 機械設備工事・冷暖房衛生設備工事（3個）

判断基準	該当項目以上	a
	該当～項目	b
	該当～項目	c
	該当項目以下	d

評価： C

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【建築工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
- 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- 施設の保全に配慮した施工がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

- 全体的な完成度が劣っている d

判断基準	該当7項目以上 a
	該当5項目以上 b
	該当2項目以上 c
	該当1項目以下 d

※1. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は100%とする。

※ 評価値による判断によりがたい場合で、全体的な完成度の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価： C

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ

【電気設備工事・受変電設備工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- きめ細やかな施工がなされている。
- 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- 環境負荷低減への対策が優れている。
- 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

- 全体的な完成度が劣っている d

判断基準	該当5項目以上 a
	該当4項目以上 b
	該当2項目以上 c
	該当1項目以下 d

※1. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は100%とする。

※ 評価値による判断によりがたい場合で、全体的な完成度の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価： C

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅲ. 出来ばえ

【機械設備工事・冷暖房衛生設備工事】

【評価項目】

- a. 全体的な完成度が優れている。
- b. 全体的な完成度が良好である。
- c. 全体的な完成度が適切である。
- d. 全体的な完成度が劣っている。

「評価対象項目」

- きめ細やかな施工がなされている。
- 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- 環境負荷低減への対策が優れている。
- 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 全体的な美観が良い。
- その他

- 全体的な完成度が劣っている d

判断基準	該当5項目以上 a
	該当4項目以上 b
	該当2項目以上 c
	該当1項目以下 d

※1. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・空調衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は100%とする。

※ 評価値による判断によりがたい場合で、全体的な完成度の項目にチェックが無い場合はC評価とする。

【出来ばえについて】

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

評価： C

